



2023年6月13日

各 位

会社名 株式会社キャンドゥ
代表者名 代表取締役社長 城戸 一弥
(コード: 2698 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員管理本部 本部長 飯田 徹
TEL 03-5331-5124

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2023年6月13日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2023年7月12日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 14,500株
(3) 処分価額	1株につき 2,443円
(4) 処分総額	35,423,500円
(5) 処分先及びその人數並びに処分株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）4名 7,000株 当社の従業員 13名 7,500株
(6) その他の	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年1月23日開催の取締役会において、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2019年2月26日開催の第25回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額50百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡期限として3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年40,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立して

いない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、対象取締役4名及び当社の従業員13名(以下、対象取締役と併せて「割当対象者」と総称します。)に対し、株主との更なる価値共有を目的としたとして、金銭報酬債権合計35,423,500円(以下「本金錢報酬債権」といいます。)、普通株式14,500株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中心長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を3年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当対象者が当社に対する本金錢報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と割当対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 講渡制限期間 2023年7月12日～2026年7月12日

(2) 講渡制限の解除条件

割当対象者が講渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位(ただし、対象取締役以外の場合は当社の取締役、執行役員又は使用人の地位と読み替える。)にあることを条件として、本割当株式の全部について、講渡制限期間の満了時点で講渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

割当対象者が、講渡制限期間中に(2)に定める地位を退任又は退職した場合(死亡による退任又は退職を含む)又は当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約又は分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社は本割当株式の全部を当然に無償で取得する。また、講渡制限期間満了時点の直後の時点において、講渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、講渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、講渡制限期間中は、割当対象者が野村證券株式会社を開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、割当対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、割当対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第30期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金錢報酬債権を出資財産として行われるもので、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年6月12日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である2,443円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以上